

1. サポーター制度の導入検討

(1) サポーター制度の目的

飛島公共交通バスの事業性の確保及び利用者の利便性向上及び「マイバス」意識の醸成を図る。

(2) サポーター制度案の概要

バス停留所照明機器協賛設置

飛島公共交通バス停留所の照明機器設置について、周辺事業者及び関係機関から設置にかかる費用を支援してもらうため協賛者を募集する。

バス車両協賛広告

飛島公共交通バスの運行趣旨に賛同し、運行を支援してもらう協賛者を募集する。協賛者には、バス車両の広告スペースを提供し、協賛者の広報活動及び協賛者の周知を行う。

バス印刷物協賛広告

飛島公共交通バスの運行趣旨に賛同し、運行を支援してもらう協賛者を募集する。協賛者には、時刻表、ガイドマップ等、法定協議会が利便性向上と利用者周知を図ることを目的に作成する印刷物等に広告スペースを提供し、協賛者の広報活動及び協賛者の周知を行う。

(3) 今後の展開

次回協議会（3月予定）において、サポーター制度に伴う予算案を含め承認を得る。

2. 広報活動

(1) 老人クラブ説明会

コミバス説明会 5月25日～6月10日（敬老センター）

乗合タクシー説明会 9月11日～28日（敬老センター）

(2) 体験乗車

老人クラブ体験乗車 7月15日

保育所体験乗車 7月14日

(3) バスマつり

バスマつり 10月31日

協議会事業の紹介・啓発用品配布・バス体験乗車・アンケート



(4) 実績報告

飛島村広報誌及びホームページに、毎月の利用状況を公表

(5) 次年度準備及び周知

運行内容改正に伴う準備作業

バス停、時刻表、バス運行案内板等の修正、広報・ホームページによる周知

3 . 飛島コミュニティバスの利用促進策

(1) コミバス運賃減免措置

利用促進期間 (4 月 ~ 9 月) の利用者数 1 6 3 人

運賃減免措置額 1 6 , 3 0 0 円

飛島公共交通バスサポーター制度実施基準（案）

【趣旨】

利用者及び関係事業所などから、使途目的が明確になった協賛金を受けることで、飛島公共交通バスの事業性の確保及び利用者の利便性向上と「マイバス」意識の醸成を図る。

【サポーター制度事業】

バス停留所照明機器協賛設置

バス車両協賛広告

バス印刷物協賛広告

【バス停留所照明機器協賛設置】

協賛内容

飛島公共交通バス停留所の照明機器設置について、周辺事業者及び関係機関から設置にかかる費用を支援してもらうため協賛者を募集する。

また、協賛者名を照明機器の前面に表示する。

協賛金の使途

飛島公共交通バス停留所の照明機器設置費

照明機器

照明機器は、バス停留所に附帯するタイプとし、電源は太陽電池によるものとする。

協賛金

協賛金は、照明機器1つに対して1口10,000円とし、複数の事業者及び関係機関の協賛又は1つの事業者等の複数口の協賛を可とする。ただし、照明機器1つに対して20,000円を上限とする。

設置期間

設置期間は設置日から最長3年間とする。ただし、当該バス停が廃止又は移動となった場合は、廃止又は移動となった日までを設置期間とする。

設置期間終了後の撤去又は継続設置については、法定協議会の判断とする。

照明機器の維持

照明機器の維持は法定協議会が行う。

照明機器の所有

照明機器は法定協議会の所有とする。

協賛者名の表示

協賛者名の表示に関する費用は法定協議会が負担し、表示方法（フォント、サイズ等）は法定協議会が定める。

【バス車両協賛広告】

協賛内容

飛島公共交通バスの運行趣旨に賛同し、運行を支援してもらいたい協賛者を募集する。協賛者には、バス車両の広告スペースを提供し、協賛者の広報活動及び協賛者の周知を行う。

協賛金の使途

飛島公共交通バス運行費（名港線・蟹江線・コミバス含む）

バス車両広告

バス車両広告は、指定の広告スペースに合わせたサイズで、協賛者が作成し、法定協議会に提出する。

バス車両広告スペース及び協賛金

バス車両広告スペース及び協賛金は以下のとおりとする。

大型車両（主に名港線利用）6台

・乗降口側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
・車道側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
・背面側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
・窓枠上部（車内）	mm（縦）×	mm（横）	円/月

中型車両（主に蟹江線利用）2台

・乗降口側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
・車道側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
・背面側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
・窓枠上部（車内）	mm（縦）×	mm（横）	円/月

小型車両（主にコミバス）1台

・乗降口側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円/月
-----------	--------	-------	-----

・車道側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円／月
・背面側（車外）	mm（縦）×	mm（横）	円／月
・窓枠上部（車内）	mm（縦）×	mm（横）	円／月

広告期間

広告期間は最長1年度とし、年度途中から協賛した場合は、当該年度末までとする。

【バス印刷物協賛広告】

協賛内容

飛島公共交通バスの運行趣旨に賛同し、運行を支援してもらう協賛者を募集する。

協賛者には、時刻表、ガイドマップ等、法定協議会が利便性向上と利用者周知を図ることを目的に作成する印刷物等に広告スペースを提供し、協賛者の広報活動及び協賛者の周知を行う。

協賛金の使途

法定協議会が発行する印刷費及び飛島公共交通バス運行費（名港線・蟹江線・コミバス含む）

印刷物広告スペース及び協賛金

印刷物広告スペース及び協賛金は以下のとおりとする。

印刷部数2,000部以上

1区画 mm（縦）× mm（横） 円

印刷部数2,000部未満

1区画 mm（縦）× mm（横） 円

複数区画での広告も可とする。